

浜松未来総合専門学校 同窓会 会則

令和6年度版



学校法人 静岡理工科大学

浜松未来総合専門学校

浜松未来総合専門学校同窓会 会則

第1章 総 則

(この会の目的)

第1条 浜松未来総合専門学校同窓会（以下本会という）は、会員相互の親睦を図り、母校の事業を後援することを目的とする。

(事務所の設置)

第2条 本会は、本部を浜松未来総合専門学校内に置く。

第2章 会 員

(会 員)

第3条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正 会 員 浜松未来総合専門学校を卒業した者
浜松情報専門学校を卒業した者
静岡デザイン専門学校 浜松校を卒業した者
専門学校浜松デザインカレッジを卒業した者
- (2) 特別会員 浜松未来総合専門学校現職員および旧職員
浜松情報専門学校旧職員
静岡デザイン専門学校 浜松校旧職員
専門学校浜松デザインカレッジ旧職員

第3章 役員及び顧問

(役員構成)

第4条 本会に会長1名、副会長2名、幹事および監事若干名を置く。
また、相談役を置くことができる。

(役員選出の方法)

第5条 幹事は各卒業期を代表し推薦される者のうちから役員会で選出する。
会長および副会長は幹事の互選により、監事は会長が役員会の意見をきいて指名する。
2. この会の事務を処理するために、会長は校長に対し事務を委嘱することができる。

(役員の仕事)

第6条 会長は本会を統括し、副会長は会長を補佐すると共に会長事故あるときはその職務を代行する。
幹事は本会の運営に参加し、監事は会計を監査する。

(役員任期)

- 第7条 役員任期は3年とする。ただし、欠員補充のため選任された者については前任者の残任期間とする。
2. 役員は再選されることができる。
 3. 役員は任期満了後も後任者が選出されるまでその任期を延長する。

(顧問)

- 第8条 本会に顧問を置く。
2. 顧問は母校現任校長に委嘱するほか、特に本会に功労のあった者を会長が推薦し、役員会の同意を得て推挙することができる。
 3. 顧問は重要な事項につき役員会の諮問に答える。また会議に出席して意見を述べることができるが、採決には加わらない。

第4章 会 議

(役員会の開催)

- 第9条 役員会は必要の都度会長が招集する。

(役員会に付議すべき事項)

- 第10条 役員会は次の事項を審議する。
- (1) 会則の変更
 - (2) 予算の可決・決算の承認
 - (3) 役員改選
 - (4) 会費の決定
 - (5) その他本会の運営上必要な事項

(議決の方法)

- 第11条 会議の議決は、招集による決議、書面による決議、電磁的記録による決議のいずれかによるものとする。
2. 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、委任状を提出した場合は、出席者とみなす。

(会議の議長)

- 第12条 会議の議長は会長があたる。

(議事録署名人)

- 第13条 会議の記録は議長および出席者のうちから議長の指名する者の署名を求め保存する。

第5章 会費および会計

(会費の収入)

- 第14条 会費は入会するとき会費を納める。
2. 会費の額は役員会の同意を得て会長が決定する。

3. 納入した会費は理由の如何を問わずこれを返還しない。

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(予算の編成)

第 16 条 事業計画並びに予算は毎会計年度開始以前に会長が編成し、役員協議を経るものとする。

(決算)

第 17 条 収支決算は毎会計年度終了後 3 か月以内に作成し監事の意見を付して役員会に報告し、その承諾を得て学校に公示し、会員に報告するものとする。

(事務の委嘱)

第 18 条 会長は、校長に会計事務の決裁を委嘱する。

2. 決裁の委嘱範囲は、次のとおりとする。

(1)事業計画で承認された 50 万円未満の事業は、校長が予算執行の決裁を行い、その後速やかに会長に報告を行う。

(2)事業計画で承認された 50 万円以上の事業は、会長の決裁を受けた後、予算執行を行う。

3. 校長は教職員に対し、庶務並びに会計処理を委嘱することができる。

第 6 章 支 部

(支部の設置)

第 19 条 本会の支部を設置することができる。

2. 支部規約は本会則に準拠し定めるものとする。

3. 支部の設置、規約の制度改廃等は予め会長に報告し、その承認を得るものとする。

第 7 章 補 助 活 動

(親睦会に対する援助)

第 20 条 本校同窓会会員が同期の同窓会員を対象とするなど小規模の同窓会（以後、親睦会という）を開催するにあたって「細則」に定めるところにより補助する。

付 則

この会則は、昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。

この会則は、平成 22 年 2 月 26 日より追加改訂し、施行する。

この会則は、平成 24 年 2 月 24 日より追加改訂し、施行する。

この会則は、平成 29 年 2 月 27 日より追加改訂し、施行する。

この会則は、令和3年4月1日より追加改訂し、施行する。

この会則は、令和5年4月1日より追加改訂し、施行する。

この会則は、令和6年4月1日より改訂し、施行する。